

移設物品に対する保証及び補償

- A) 事前・事後性能点検を実施、移設後に移設前の性能が得られなかった場合、部品交換も含め対応を行う。
保証期間：事後性能確認日より1か月間
- B) 事前・事後動作確認を実施し、移設後に移設前の動作と差異があった場合、部品交換も含め対応を行う。
保証期間：事後動作確認日より1か月間
- C) 事前・事後通電（簡易動作確認）を実施し、移設後に移設前の状態と差異があった場合に部品交換も含め対応を行う。
保証期間：事後通電（簡易動作確認）より1か月間
- D) 運搬等作業中に落下、衝突又はそれ以外の事故による形状の異常が認められた場合、保険等による補償を行う。
- E) 運搬等作業中に落下、衝突又はそれ以外の事故による形状の異常が認められた場合、保険等による補償を行う。
- F) 事前・事後動作確認を実施し、移設後に移設前の動作と差異があった場合、部品交換も含め対応を行う。
保証期間：事後動作確認日より1か月間

※ 他：以下の移設機器等の補償は、別途協議し決定する。

- ・ メーカーサポート終了及び部品供給が終了している機器
- ・ 消耗品の劣化、経年劣化が認められる機器
- ・ 冷凍機、コンプレッサー等、長時間運転していた機器